



金沢市公報

号外第39号

平成19年(2007年)12月20日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	
●規則		○技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 () 4
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (職員課)	1	●教育委員会規則
○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ()	1	○金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則 (市立工業高校)
○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 ()	1	●教育委員会告示
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ()	2	○金沢市立工業高等学校学則の一部改正について ()

規 則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年12月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第82号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年条例第59号)の施行期日は、平成19年12月25日とする。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第83号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表第3の2医療職給料表(2)の表中「6,100円」を「6,200円」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月25日から施行し、改正後の別表第3の2の規定は、同年4月1日から適用する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第84号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成18年規則第22号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項第1号中「100分の14」を「100分の14.5」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月25日から施行し、改正後の附則第3条第1項第1号の規定は、同年4月1日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第85号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第7 行政職給料表昇格時号給対応表中

34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

を

33
34
34
34
34
35
35
35
36
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

に改め、

同表教育職給料表(1)昇格時号給対応表中

34
34
35
35
36
36
37
37
37
38
38
38
39
39
39
40

を

33
34
34
34
34
35
35
35
36
36
36
37
37
38
38
39
39

に改め、

同表教育職給料表(2)昇格時号給対応表中

30
31
32
33
33
34
34
35
35
36

を

29
30
30
31
31
32
32
33
34
35

に、

42
43
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
52

を

41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51

に改め、同表医療職給料表(2)昇格時号給対応表中

42
42
43
43
44
44
45
45
45
46
46
46
47
47

を

41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45
45
46
46

に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月25日から施行し、改正後の別表第7の規定は、同年4月1日から適用する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第86号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年規則第3号）の一部を次のように改正する。

1 級	2 級	1 級	2 級
円	円	円	円
120,200	171,200	121,600	172,600
121,100	172,700	122,500	174,100
122,000	174,200	123,500	175,600
122,900	175,700	124,400	177,100
123,900	177,100	125,400	178,500
124,900	178,600	126,400	180,000
125,900	180,100	127,400	181,500
126,900	181,600	128,400	183,000
127,700	183,100	129,200	184,500
128,700	184,400	130,200	185,700
129,700	185,700	131,200	187,000
130,700	187,000	132,300	188,300
131,500	188,400	133,100	189,700
132,500	189,600	134,100	190,800
133,500	190,800	135,100	192,000
134,500	192,000	136,100	193,200
135,600	193,300	137,200	194,400
136,800	194,600	138,400	195,600
138,000	195,900	139,600	196,700
139,200	197,200	140,800	197,800
140,300	198,300	141,900	198,800
141,500	199,600	143,100	200,000
142,700	200,900	144,300	201,200
143,900	202,200	145,500	202,400
145,100	203,600	146,700	203,600
146,600	204,900	148,200	204,900
148,100	206,200	149,700	206,200
149,600	207,500	151,200	207,500
151,000	208,800	152,600	208,800

別表第1中

を

に改める。

152,500	210,100	154,100	210,100
154,000	211,400	155,600	211,400
155,500	212,700	157,100	212,700
157,000	213,800	158,600	213,800
158,800	215,200	160,400	215,200
160,600	216,600	162,200	216,600
162,400	218,000	164,000	218,000
164,200	219,200	165,800	219,200
165,900	220,500	167,500	220,500
167,600	221,800	169,200	221,800
169,300	223,100	170,900	223,100
170,900	224,200	172,500	224,200
172,300	225,400	173,900	225,400
173,700	226,600	175,300	226,600
175,100	227,800	176,700	227,800
176,600	229,000	178,200	229,000
178,000	230,200	179,600	230,200
179,400	231,400	181,000	231,400
180,800	232,600	182,400	232,600
182,100	233,800	183,700	233,800
183,300	235,000	184,900	235,000
184,500	236,200	186,100	236,200
185,700	237,400	187,300	237,400
186,800	238,600	188,400	238,600
187,900	239,600	189,500	239,600
189,000	240,600	190,600	240,600
190,100	241,600	191,700	241,600
191,200	242,700	192,800	242,700
192,300	243,700	193,900	243,700
193,400	244,700	195,000	244,700
194,500	245,700	196,100	245,700
195,600	246,700	197,200	246,700
196,600	247,600	198,100	247,600
197,600	248,500	199,000	248,500
198,600	249,400	199,900	249,400
199,400	250,400	200,600	250,400
200,300	251,200	201,400	251,200
201,200	252,000	202,200	252,000

202,100	252,800	203,000	252,800
203,000	253,600	203,800	253,600
203,700	254,200	204,400	254,200
204,400	254,800	205,000	254,800
205,100	255,400	205,600	255,400
205,900	255,900	206,300	255,900
206,700	256,400	207,000	256,400
207,500	256,900	207,700	256,900
208,300	257,400	208,500	257,400

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成19年12月25日から施行し、改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定は、同年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

教育委員会規則

金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月20日

金沢市教育委員会委員長 小 杉 善 嗣

●金沢市教育委員会規則第13号

金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則

金沢市立工業高等学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区 分	学 科	コ ー ス	収容基準生徒数	収容基準学級数
本科第1部	機械科	メカニクス	240名	6
		システム		
	電気情報科	電気	240名	6
		情報通信		
		情報		
	建築科		120名	3
土木科		120名	3	
計		720名	18	
本科第2部	産業技術科	機械	120名	3
		電気		
		建築		
計		120名	3	
専攻科	電気科		15名	1
	建築科		15名	1
	計		30名	2

備考 本科第2部及び専攻科については、生徒の募集を停止している。

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定にかかわらず、改正前の金沢市立工業高等学校管理規則の規定に基づく本科第1部の機械テクノロジー科及び情報システム科並びに当該学科のコースは、平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

教育委員会告示

●金沢市教育委員会告示第15号

金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成19年12月20日

金沢市教育委員会委員長 小 杉 善 嗣

第2条第2項中「機械テクノロジー、情報システム」を「機械、電気情報」に改め、同条第3項中「機械テクノロジー科」を「機械科」に、「システム及びエコテクノロジーの3コース」を「及びシステムの2コース」に改め、「情報システム科」を「電気情報科」に改める。

第4条の表を次のように改める。

区 分	学 科	コ ー ス	収容基準生徒数	収容基準学級数
本科第1部	機械科	メカニクス	240名	6
		システム		
	電気情報科	電気	240名	6
		情報通信		
		情報		
	建築科		120名	3
土木科		120名	3	
計		720名	18	
本科第2部	産業技術科	機械	120名	3
		電気		
		建築		
計		120名	3	
専攻科	電気科		15名	1
	建築科		15名	1
	計		30名	2
備考 本科第2部及び専攻科については、生徒の募集を停止している。				

第17条第3項を削り、同条第4項中「第2項ただし書又は」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前3項」を「前2項」に改め、「又は本科第2部」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項中「又は本科第2部」を削り、同項を同条第5項とし、同条第7項及び第8項を削る。

附則に次の1項を加える。

- 第20条及び第21条の規定は、本科第2部及び専攻科には適用しない。

別表第1第1項中「機械テクノロジー科メカニクスコース」を「機械科メカニクスコース」に改め、同表第2項中「機械テクノロジー科システムコース」を「機械科システムコース」に改め、同表第3項を削り、同表第4項中「情報システム科電気コース」を「電気情報科電気コース」に改め、同項を同表第3項とし、同表第5項中「情報システム科情報通信コース」を「電気情報科情報通信コース」に改め、同項を同表第4項とし、同表第6項中「情報システム科情報コース」を「電気情報科情報コース」に改め、同項を同表第5項とし、同表第7項を同表第6項とし、同表第8項を同表第7項とする。

様式第 1 号中

志願課程	1 本科第 1 部 (全日制)	科	本人と保護者との関係		を
	2 本科第 2 部 (定時制)	科			
志願課程	本科第 1 部 (全日制)	科	本人と保護者との関係		に

改める。

附 則

- この告示は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定、附則に1項を加える改正規定及び様式第1号の改正規定は、平成19年12月20日から施行する。
- 改正後の第2条第2項及び第3項の規定にかかわらず、改正前の金沢市立工業高等学校学則の規定に基づく本科第1部の機械テクノロジー科及び情報システム科並びに当該学科のコースは、平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。
- 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成20年4月1日に現に本科第1部第2学年及び第3学年に在学する生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

平成19年(2007年)12月20日 印刷

発行人

金 沢 市

平成19年(2007年)12月20日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)